

39日で刑法満点 DAY 2
【因果関係】

問題

(司法試験令和元年第5問)

所定時間 4分

（配点：3）次の各【見解】と後記の各【事例】を前提として、後記アからエまでの各【記述】を検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

【見 解】

A. 行為当時、客観的に存在した全ての事情及び行為後に生じた事情のうち一般人が予見できた 事情を判断の基礎とし、その行為から結果が発生することが相当であると認められる場合に因果関係を肯定する。

B. 一般人が認識・予見できたであろう事情及び行為者が認識・予見していた事情を判断の基礎とし、その行為から結果が発生することが相当であると認められる場合に因果関係を肯定する。

C. 行為の危険性が結果へと現実化したといえる場合に因果関係を肯定する。行為の危険性は行為時に存在した全ての事情を基礎として判断する。

【事 例】

I. 甲は、乙の顔面を手拳で1回殴打した。その殴打は、それだけで一般に人を死亡させるほどの強さではなかったが、乙はもともと特殊な病気により脳組織が脆弱となっており、その1回の殴打で脳組織が崩壊し、その結果、乙が死亡した。

II. 甲は、乙の首をナイフで突き刺し、直ちに治療しなければ数時間のうちに死亡するほどの出血を来す傷害を負わせた。乙は、直ちに病院で適切な医療処置を受け、一旦容体が安定したが、その後、医師の指示に従わず安静に努めなかったため、治療の効果が減殺され、前記傷害に基づき死亡した。

III. 甲は、路上で乙の頭部を激しく殴打し、直ちに治療しなければ1日後には死亡するほどの脳出血を伴う傷害を負わせ、倒れたまま動けない乙を残して立ち去った。そこへたまたま通り掛かった無関係の通行人が、乙の腹部を多数回蹴って、内臓を破裂させ、数時間後に乙は内臓破裂により死亡した。

【記 述】 甲の行為と乙の死亡との間の因果関係については、

ア. Iの事例で、行為当時、乙は特殊な病気により脳組織が脆弱となっていることを一般人は認識できず、甲も認識していなかった場合、A及びCの見解からは肯定され、Bの見解からは否定される。

イ. Iの事例で、行為当時、乙は特殊な病気により脳組織が脆弱となっていることを一般人は認識できず、甲も認識していなかったが、甲はこれを認識できた場合、AからCまでのいずれの見解からも肯定される。

ウ. IIの事例で、行為当時、乙が治療を受けた後、医師の指示に従わず安静に努めなくなること を一般人は予見できなかったが、甲は予見していた場合、Bの見解からは肯定され、A及びCの見解からは否定される。

エ. IIIの事例で、行為当時、乙が通行人に蹴られることを一般人は予見できず、甲も予見していなかった場合、AからCまでのいずれの見解からも否定される。

✓ まずは、問題文を確認

「（配点：3）次の各【見解】と後記の各【事例】を前提として、後記アからエまでの各【記述】を検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。」

⇒①配点3、**点数を稼ぐ上で重要な問題**。途中点があるかは不明（実際は、4問中3問正解で2点）

②問題文多く、全ての肢を正解しなければならないスタイル（?）となると、解くのに時間がかかりそう。**早く解ける問題をまず解いて、その後にじっくり取り組む。**

✓ 検討対象の【記述】の肢についてざっと目を通す

【記述】 甲の行為と乙の死亡との間の因果関係については、

ア. I の事例で、行為当時、乙は特殊な病気により脳組織が脆弱となっていることを一般人は認識できず、甲も認識していなかった場合、A及びCの見解からは肯定され、Bの見解からは否定される。（以後、省略）

⇒事例と見解を組み合わせで解答をするスタイル。【見解】を一通りまず読む。次に、各事例を読み、各事例に関する肢を答えるスタイルが効率的か（事例Ⅰからのア・イ、事例Ⅱからのウ、事例Ⅲからのエという順）。

✓【見解】を確認

A. 行為当時、客観的に存在した全ての事情及び行為後に生じた事情のうち一般人が予見できた事情を判断の基礎とし、その行為から結果が発生することが相当であると認められる場合に因果関係を肯定する。⇒客観的相当因果関係説

B. 一般人が認識・予見できたであろう事情及び行為者が認識・予見していた事情を判断の基礎とし、その行為から結果が発生することが相当であると認められる場合に因果関係を肯定する。⇒折衷的相当因果関係説

C. 行為の危険性が結果へと現実化したといえる場合に因果関係を肯定する。行為の危険性は行為時に存在した全ての事情を基礎として判断する。⇒危険の現実化説

✓ 【事例】のⅠを読んで、【記述】のAを検討

【事例】

Ⅰ. 甲は、乙の顔面を手拳で1回殴打した。その殴打は、それだけで一般に人を死亡させるほどの強さではなかったが、乙はもともと特殊な病気により脳組織が脆弱となっており、その1回の殴打で脳組織が崩壊し、その結果、乙が死亡した。

【記述】

A. Ⅰの事例で、行為当時、乙は特殊な病気により脳組織が脆弱となっていることを一般人は認識できず、甲も認識していなかった場合、A及びCの見解からは肯定され、Bの見解からは否定される。

⇒全ての記述について、各説の内容を知らなかったとしても解答可能。
A～ウは主に基礎となる判断事情について問う問題となっている。

アの肢の検討

A説（客観的相当因果関係説）

弱い殴打、脳組織脆弱 × 相当性 = 因果関係あり

B説（折衷的相当因果関係説）

弱い殴打 × 相当性 = 因果関係なし

C説（危険の現実化説）

弱い殴打、脳組織脆弱 × 危険の現実化（介在事情なし） = 因果関係あり

以上により、アの肢は正しい。

✓ 同じく【記述】のイを検討

【事 例】

I. 甲は、乙の顔面を手拳で1回殴打した。その殴打は、それだけで一般に人を死亡させるほどの強さではなかったが、乙はもともと特殊な病気により脳組織が脆弱となっており、その1回の殴打で脳組織が崩壊し、その結果、乙が死亡した。。

【記述】

イ. Iの事例で、行為当時、乙は特殊な病気により脳組織が脆弱となっていることを一般人は認識できず、甲も認識していなかったが、甲はこれを認識できた場合、AからCまでのいずれの見解からも肯定される。

イの肢の検討

A説（客観的相当因果関係説）

弱い殴打、脳組織脆弱 × 相当性 = 因果関係あり

B説（折衷的相当因果関係説）

弱い殴打 × 相当性 = 因果関係なし ←この時点で誤りと判断可能

C説（危険の現実化説）

弱い殴打、脳組織脆弱 × 危険の現実化（介在事情なし） = 因果関係あり

以上により、イの肢は誤り。